

# 建設水道常任委員会

平成24年5月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木田 守彦
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	都 市 建 設 部 長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
観 光 産 業 課 長	清水 修一	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長 補 佐	上 埜 幸 弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、中川委員

委員長

おはようございます。委員の皆さまにはご苦労さまです。

全委員出席されておりますので、建設水道常任委員会を開会いたしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、各部長から異動のあつた係長以上の職員及び新規採用職員の紹介をお願ひしたいと思ひます。

まずはじめに、藤川都市建設部長。

（ 職員紹介 ）

委員長

続きまして、谷口上下水道部長。

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 午前9時2分 休憩 ）

（ 午前9時2時 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

ありがとうございました。最初に本委員会の会議録署名委員を私より指

名いたします。署名委員に、紀委員、中川委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、(1) 都市基盤整備事業に関することについて、  
①公共下水道事業に関することについて議題といたします。

理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

最初に平成24年度の下水道工事箇所図によりまして下水道工事進捗状況をご報告させていただきます。

まず、平成23年度から平成25年度までの3か年継続事業として取り組んでおります岡本汚水幹線2工区工事、図中赤色路線におきましては、現在、シールド機械の工場製作、地下埋設物の試掘、及びシールド工事の発進基地築造のための地下埋設物の移設工事を行っているところでございます。

次に、面整備工事につきまして、図中龍田西6丁目地内1工区-15工事・ 図中黄色路線、稲葉車瀬1丁目地内6工区-3工事・図中桃色路線、龍田1丁目地内6工区-1工事・図中青色路線、龍田北2丁目地内4工区-9工事・図中紫色路線、法隆寺西3丁目地内25工区-2工事・図中緑色路線の5路線を入札に向けて、作業を進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。2枚目をご覧ください。平成24年3月31日、平成23年度末の状況でございます。平成23年度には223件の申請をいただき、申請総数が2,467件、利用世帯総数が、2,781世帯となり、接続率は62.3%でございます。

次に、融資あっせん利用数につきましては、平成23年度には利用がなく総数34件と変わっておりません。また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請は3件を受け付け、申請総数が33件となっております。

今後も、公共下水道の整備拡大を図るとともに、利用促進に努めてまい

りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 これは継続審査で、公共下水道事業に関することについてということですが、先だってから鳩水園のいろいろな問題点というか、課題ということですね、運転業務云々の話からいろいろ規約というか、改善策をいろいろ検討してもらっていた、その中で担当課も、公共下水道に接続はなぜできないかということもあったと思いますねんけども、その後、鳩水園を、結局、中継所的な形に改造してね、公共下水へ、汚泥とか、浄化槽のそれやとかをそのまま流し込むということについて、いろいろ研究していただいていると思うんですが、この際、この中へ、そのことについても継続的に研究をやっていってもらいたいし、現在の状況というんですか、担当の環境対策課、そこともタイアップしてやっていただいていると思うんですが、そのような状況をちょっと報告してもらえますか。

下水道課長 先日、奈良県の下水道課に確認いたしておりまして、現在、奈良県では、し尿等を流域下水道へ受け入れるための基準を策定し運用されているということを確認いたしております。その基準の主な内容といたしましては、条件ということでございますが、浄化センターの処理能力に余裕があること、そして、その施設、し尿処理場ですけども、その施設が認可区域内にあること、そして、3つ目といたしまして、水質条件が下水道法第12条の2に適応していること、これは2次処理水が相当するということでございますが、そして4つ目に暫定措置であること、そして5つ目といたしまして、処理区域内の他の市町村に了解を得ること、こういった条件の中で、し尿処理場からの下水を受け入れるという協議に進めることができるということを確認いたしております。

小野委員

それは、本町と同じような浄化施設、現在そこで浄化して河川へ放流している、その中の、そこへ集まってきている分を、そのままでは公共下水の管へ入れられないとか、そのための基準を策定ということなんですがね、市町村でそういうことがあったから、これを策定して、現在この条件に合うようにして、その市町村は公共下水のほうに入れているんだと思うんですね。その中で今、2次処理ということですね、担当のほうでもちょっと聞いていたんですが、2次処理をすればその経費と、現在は3次処理で終わって放流しているらしいですね。だから、そこへ2次処理も済ませば同じだけの経費がかかるんだと、そういうような担当課の話なんですがね。なぜね、2次処理までしなければ、その公共下水、流域下水へ放流できないのかと、これはもう全くね、県側の一方的な考え方じゃないのかなと思うんですよ。それらについては、やっぱり県に対してもいろいろ話をしてもらわないかんと思う。これもう基準策定はされて、そういう基準はできているということでもよろしいんですね、既にね。だから、その策定されたことについての、やっぱりもっといろんな交渉も繰り返していかなければいけないのかなと思うんですよね。その流量についてはやはりちょっと問題あるのかなとは思いますが、公共下水の今の流域の中に流していく中の処理能力というのがやはり計算されてますからね。だけど、それについては、まあまあそういう基準を設けておかなければ、全体的に県の処理能力がパンクするかということになるのかなとは思いますが、こういう各市町村で処理をして、考え方として、素人目で見たらね、ダブルのことと違うのかなと、処理しているのがね。これを改善するのがやっぱり先決問題違うのかな、公共下水の推進ということについては。斑鳩町はそういう全国的なそういう組織の重要な役もしてますしね。全体にそういう目で見たいかんように私は思うんですがね。その点はいろいろ研究してもらいたいと思います。そして県に対しても、いろいろ提案して行ってね、やはりあの施設が不要になっていくとね、公共下水が完備したことになると思うんですよ。だからそういう観点に立っていくのが、今いいチャンスやったと思うんです。その業者がね、すべて辞退というような、そういう非常識なことをやったということに対してはね、ものすごく憤りは感じて

いるんですが、公共下水に対する考え方を、今、斑鳩からそうして発信していくのがちょうどいい立場ではないかなと思ってますので、ぜひともやってもらいたい、そのように思うんですがね。部長どうですか。

上下水道  
部長        まず、委員おっしゃっていただいたことにつきましては、十分今後研究していくべきものだと私は考えております。ただ、そこら県におきましても、一定の受け入れ基準というのがございますので、今後さらにいろいろ研究はしていかなければならない部分もあると思います。やはり流域下水ということですので、やはりその周辺一帯がすべてがそこへ投入するということになりますので、先ほど委員もおっしゃったように処理能力の限界ということもございますし、水質の処理できる限界ということもございます。そうしたことから今後、さらにその施設を改善するにあたって、どの程度のコストがかかってくるかということもございますので、それら総合的に判断した中で、今後いろいろと研究して、いろいろと協議を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

小野委員    三郷町の施設がね、なんかいろいろ改善しておられるというようなことをちょっと聞いておるんやけどね。それらの方法も検討してもらえるのかなと、総合的に、いろんな事例もちょっと研究してもらって、また委員会でも報告していただきたいなど。そういう意味で、今後、工事のことももちろんそうなんですけど、この継続事業のことで、そういう報告もお願いしたいなど、そのように思ってますんで、よろしく願いいたします。

委員長        他、ございませんか。    中川委員。

中川委員    これ5件の入札予定ありますねんけど、今の時点でランクとかわかりま  
すやろか、入札される。

下水道課  
長            現在、設計作業及び起工、事務作業手続きをおっている状況でございま  
すので、まだランク等は決定していない状況でございます。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備 それでは継続審査、都市基盤整備事業に関するもののうち、②都市計画  
課長 道路の整備促進に関することについて、ご説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。昨年12月から進められてまいりました、稲葉車瀬区間の白山神社付近の道路改良工事は、予定の工事が3月末で完了したところであります。

次に、いかるがパークウェイ事業にかかる平成24年度の当初予算でございますが、1億4,000万円の予算が確保されたというところでございます。

当該予算の主な使途といたしましては、稲葉車瀬区間の舗装工事等や現在、竜田川にかかっております岩瀬橋の両側の取り付け工事が実施されることになっており、既に工事が発注がなされたところでございます。

それでは、その工事概要について簡単にご説明させていただきます。工期につきましては、平成24年3月29日から平成24年12月20日までの予定となっております。請負業者は株式会社清川組が受注されております。

恐れ入りますが、お手元に配布しております資料2の施工位置関係図という表題の資料をご覧くださいませでしょうか。

今回の工事区間としては、図中赤色の着色部分となっており、小吉田モデル区間の町道405号線から竜田川岩瀬橋西側付近までの区間となつて

おります。工事用車両の進入路としては、図中①の国道25号三室交差点からの進入路と、図中②の国道25号竜田神社前から工事区内を利用して通行する計画となっております。工事区間の車両出入口付近等、主要な箇所には交通誘導員を配置し、安全対策が図られることになっております。今回の工事におきましても、西小学校の通学路が工事施工範囲に含まれておりますことから、学校やPTA関係者にも通学路の確保等、十分に連絡調整はかりながら、安全対策等を行なってまいりたいというふうに考えております。

次に資料の2枚目をご覧くださいませでしょうか。今回の工事では区間内において、既にこれまでの工事で車道や歩道の舗装等がなされている部分を除き、赤色の枠で囲まれた部分において工事が施工されることになっております。この工事が完了いたしますと、12月末時点では、小吉田の町道405号線から岩瀬橋西詰までが道路として接続されることとなります。

工事が施工されます新しい岩瀬橋に関しましては、現在の岩瀬橋からの通行の切り替えが行われ、平成25年度末までは暫定的に供用されるというふうに聞いております。

当該工事の着手に伴いまして、4月29日にはいかるがパークウェイ推進協議会に工事概要を報告した後、連休明けの5月7日には稲葉車瀬自治会、5月8日には三室地区自治会及び橋西自治会を対象とした地元自治会への工事説明会が開催されております。その中で工事の概要の説明がなされたところがございます。現在は、現地の測量作業が行われているところであり、現地測量が終わりましたら、工事着手となります。なお岩瀬橋の西側付近の改良につきましては、9月初旬から工事に着手する予定であると説明がなされております。また、岩瀬橋の西詰めにおきましては、一般の通行を確保しながらの施工となりますことから、迂回路の確保等が必要となり、当該部分の詳細な施工計画を7月頃には取りまとめを行いまして、工事着手までに改めて地元の周辺自治会及び通学路となっております学校関係及びPTA関係者への周知徹底を図っていくという説明がなされております。

次に、平成25年度末の稲葉車瀬区間の供用に向けて、奈良国道では、工事を継続して進めていただいております。町といたしましても。供用用途に向けて工事が順調に進捗できるよう、予算確保についての要望活動にも取り組んでいるところであります。去る5月9日には、奈良県土木部長を町長が訪問いたしまして、要望概要を説明いただき、奈良県知事宛に事業促進のための予算確保の要望書を提出したところでございます。また、週明け21日には奈良国道事務所長を町長が訪問いたしまして、予算確保についての意見書を提出する予定であります。その後、国土交通省近畿地方整備局及び国土交通省本省への要望をはじめ、関係各方面への予算確保にむけた要望活動を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、岩瀬橋から三室交差点までの道路計画の検討状況でございますが、引き続き沿道の地域の自治会に対しまして計画説明と協議が行われており、去る5月13日には新楓町自治会4班を対象に説明会を実施しており、6月9日には紅葉ヶ丘自治会を対象に説明会の開催を予定をいたしております。

今後も、奈良国道と連携を図りながら地元対応を進め、地元のご意見をいただきながら、早期に計画がまとめられるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、法隆寺線整備事業であります。国道25号取り付け部分において残っております1件の地権者との交渉状況でございますが、去る5月6日に地権者とお会いしまして、マンション及び店舗前における駐車場の配置計画を提示いたしまして説明を行いましたところ、地権者より再度、現地において確認したいという申し出がございまして、近々、現地にお越しいただけるよう日程調整を行っているところでございます。

以上、②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

小野委員。

小野委員 パークウェイのことですがね。今の岩瀬橋はいつ落とす予定なんですかね。この図面では、今の図面では、現在かけているパークウェイの岩瀬橋のそのままでも供用開始だったら、ちょっと幅狭いかなと思うんやけど、迂回路とか、いろいろ工事の道路に現在の岩瀬橋をこれ通ってっていうことになるんやと思うんやけどね。最終的には落とすなら、あこは出て行かないと思うんやけど。その時期的なものはどうなん、この工事に入ってるの。

都市整備  
課長 今回の工事におきましては、今委員おっしゃいましたとおり、現在かかっております橋の取り付け工事を行うということになっておりまして、この工事が終わりましたら、この岩瀬橋のほうへ交通の切り回しが行われます。その後の現在の岩瀬橋の落橋ということになってまいります。ただ、その時期につきましては、まだ予算のほうが確保されておられませんので、引き続きということになっております。

小野委員 それと法隆寺線ですが、今の課長の説明で、何か昨年もこういう話を聞いたなど、その代替というか駐車場用地の図面を提出して、現地でもたすと。だけどその時にも、利便性うんぬんの話で持ち帰りになったということで、また提案されたんやと思います、その時もこちらも検討中やということですね。前回のその駐車場用地として提案されたのは、公民館用地を、隣接する公民館用地、里道含めてのことですが、それを提供しようという図面も、それから現地も見ていただいたということですが、今回どういう駐車場のそれに替わるものとしてね、どういふものを提出されたんですか、提案されたんですかね。

都市整備  
課長 地権者のほうといたしましては、特に店舗前の駐車場の使い勝手について、前回のときも気にされておまして、その中で今おっしゃって、店舗、入居されている方の意見等もございましてですね、その分を一部修正をいたしましてですね、見ていただいて、1回現地で使い勝手を見てみたいということでございます。

小野委員      ということは、前回に提案された用地とは別にあまり変わっていない、公民館用地ね、あまり変わっていない。ただ進入していく時に、結局、隅切りの部分、位置とかでちょっと不便があるというようなことだったと思うんですがね。それらを改善した図面を今また提案したと、そのように理解してよろしいんですね。

都市整備  
課長      隅切り等の関係につきましては、ちょっと改善は、修正はしておらないんですけども、要は店舗前、マンション前ですね、駐車場の配置の関係でね、ちょっと前回これではちょっと利便が悪いなというようなお話がありましたんで、それについてちょっと配置を、店舗の関係者の方の意見も入れながら修正してできたということでございます。

委員長      他、ございませんか。      飯高委員。

飯高委員      今、交通安全に留意して進めていくということでご報告を受けたんですけども。特に工事用進入路にですね、そこでもJAとか竜田郵便局がございまして。家屋が隣接しているところについては、やはり慎重に、大型車両が走るということで、通行していただきたいと思うんですけども、周知はされると思うんですけども、やはり工事が進んでいくとやっぱり進み具合の状態によっては、例えばスピードを出したりとか、そういうことが、交通整理員も配置されるということですけども、その辺のことを十分留意をしながらしていただきたいなということで思っているんですけども、その点についての配慮というのは、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

都市整備  
課長      まず、工事用車両につきましては、すべて、いかるがパークウェイの工事関係車両ということの標示をまずしていただきます。その中で、制限速度につきましても、国土交通省のほうから低速で通行するようということの指導がされていると聞いております。

飯高委員 わかりました。ともすると、やはり大型が通りますんでね。やはり速度が低速というんですか、あってもやはり近隣に振動とかいう、与えるとか、そういう具合な感じの影響もあるかと思うんで、その辺は慎重に、状況を見ながらまた進めていただきたいと思います。以上です。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長 本件については、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、都市基盤整備事業に関するもののうち、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告させていただきます。

先ほど町長のほうからもご挨拶の中でありましたように、駅北口からの南北の町道 3 1 2 号線、5 号線と呼んでおりますけれども、の整備の関係についてでございますが、路線東側において残っております 1 件につきまして、2 月に権利者 2 名の方と具体的な交渉を行うことができまして、補償内容等について説明をさせていただいたうえで、用地の協力をお願いをしたところ、前向きに検討いただけるということで、相手の方からご返事をいただけることを確認しておりました。そこで、相手方の連絡を待っている状況でありましたけれども、交渉後 2 か月余りが経過したこともございましたので、先方の方に、5 月 1 0 日に権利者の意向確認に赴きましたところ、今のところ、検討はしていただいているんですけども、隣接地との問題を同時に解決しようということでされており、これが解決すれば、ご協力をいただけるというふう聞いております。

以上が J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせて

いただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、本件についても一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2. 6月定例議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1) 平群町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平群町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてのご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

斑鳩町龍田西3丁目地内で平群町との行政界に位置し、平群町道に面する家屋及び、地形的な条件による家屋につきまして、平群町が設置する公共下水道施設を利用することにより、効率的に公共下水道の利用が図れますことから、地方自治法第244条の2の規定によりまして、平群町公共下水道施設を斑鳩町住民が利用するもので、同法第244条の3の規定に基づき斑鳩町と平群町の相互の議会の議決を経るものでございます。

それでは、資料の1枚目をお願いします。平群町の公共下水道施設を利用するにあたりまして、平群町と施設の利用及び維持管理に関する協定書(案)でございます。協定書についてご説明させていただきます。

第1条では、目的及び区域を表示しております。恐れ入りますが資料の3枚目をご覧ください。斑鳩町住民が利用する平群町下水道施設の位置としまして、図中青色で示しております平群町竜田川3丁目623番170地先から、平群町竜田川3丁目623番195地先までの平群町町道に埋設される施設でございます。

また、平群町の下水道施設を利用する斑鳩町住民の区域としまして、

図中赤色で囲んでおります、龍田西3丁目1303番42地先から龍田西3丁目1306番5地先まで、龍田西3丁目1303番79地先から龍田西3丁目1306番43地先まで、龍田西3丁目1306番28地先から龍田西3丁目1306番34地先まで、龍田西3丁目1306番67地先から龍田西3丁目1306番78地先まで、でございます。

それでは、協定書、1枚目に戻っていただけますでしょうか。

次に、第2条（接続同意）につきましては、施設に流入させる接続行為に対して施設管理者が同意することと、接続行為にあたり、下水道法上の申請手続きを行うことを定義いたしております。

次に、第3条（維持管理）では、施設の維持管理及び修繕についての定義と、相手の施設に危害を加えた場合の費用負担及び負担方法を協議して定めることと定義いたしております。

次に、第4条（水質基準）につきましては、流入させる下水は、平群町の条例に定める基準に適合させることを定義いたしております。

次に、第5条（使用料等の徴収）では、斑鳩町の住民は、斑鳩町の下水道条例に基づき、斑鳩町が下水道使用料を徴収することを定義いたしております。

次に、第6条（流域下水道市町村維持管理等負担金）では、下水道使用料に応じて県に支払います汚水処理費について、第5条と同様に、使用料を徴収した斑鳩町で負担することを定義いたしております。

最後に、第7条（その他）でございますが、この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度、協議して定めるものといたしております。

本協定書（案）を締結することによりまして、平群町と施設の利用及び維持管理に関して規定し、施設の利用を行うものでございます。

以上で、6月議会定例会に議案として提出を予定しております、平群町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

小野委員。

小野委員 昨年でしたかね、三郷町との間にも同じようなことでね、あったと思うんですがね。今回、平群町の住民が、斑鳩町の公共下水道施設を利用するというような協定書は生じてないのかなと、片一方しか出てないんでね。例えば3枚目の図面で見れば、行政界の東の端の方が、斑鳩町の下水が走ってくるのかなとか思うんですがね。それは今のところないのか、今回、平群町の住民の利用というのは、それはもう生じないのか、その辺どうなんでしょうかね。

下水道課長 黄色の線で示しております斑鳩町の公共下水道施設につきましては、平成19年度に整備をいたしている施設でございます、ただ、末端が平群町の下流がないということで、今そのまま止めた形になっておりますが、今、委員がご指摘の東側の、平群町の住民に対しましては、その平成19年の9月議会におきまして、平群町の住民が斑鳩町の施設を利用することで、3件の議案として提出をして、議決をいただいているところでございます。

委員長 よろしいですか。他、ございませんか。

( な し )

委員長 なければ、6月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

それでは、次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）について、理事者の説明を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設部長 それでは、各課報告事項（1）平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）について報告をさせていただきます。

平成24年3月議会におきまして、繰越明許費の議決をいただきました歳出予算のうち、平成23年度内で執行ができませんでした経費につきまして、平成24年度に繰越させていただきますことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、その報告を行うものでございます。

それでは、資料4をご覧くださいと思います。私の方から一括して説明をさせていただきたいと思います。この資料につきましては、一般会計全般の繰越内容を記載しておりますけれども、その内、都市建設部が所管する事項につきまして、報告させていただきます。

はじめに、第5款農林水産業費、第1項農業費で、事業名、土地改良事業では、4,897万147円の繰越しをさせていただいております。財源の内訳は、国庫支出金で2,170万円、地方債で1,080万円、一般財源が1,647万147円となっております。

内容といたしましては、国の23年度の第4次補正予算により、新たに制度化されました、農業体質強化基盤整備促進事業を受けておりまして、高安農道の整備、三井地区の水路の整備、服部地区の機械揚水の整備でございますけれども、3月議会において新たに増額補正をさせていただいたことによりまして、高安農道の整備事業の執行にかかります、公有財産購入費および委託料等一部を除きまして、今年度において実施することとさせていただきますことといたしまして、繰越させていただいたものでございます。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費でございます。事業名JR法隆寺駅周辺整備事業で、60万円の繰越しをさせていただいております。財源の内訳は全て一般財源であります。内容といたしましては、法隆寺駅南口の2号線整備事業の計画見直し作業に伴います丈量を24年度に繰り越して行うものでございます。

次に事業名、法隆寺線整備事業では、150万円を繰越させていただいております。財源はすべて一般財源となっております。内容は、残っております事業用地の買収が難航していることから、それに係ります登記委託料を平成24年度に繰越して実施させていただくものでございます。

以上、6月定例会において報告を予定していたしております、平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）の説明とさせていただきます。ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 次に、（2）平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、理事者の説明を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備  
課長 それでは、各課報告事項（2）平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。これは、本定例会に提出を予定しております、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）のうち、都市整備課所管にかかります歳出の補正でございます。

恐れ入りますけれども、資料5の裏面の歳出総括表をご覧くださいませでしょうか。第7款土木費、公園費で200万円の増額補正をお願いする予定でございます。これにつきましては、この資料の2枚目に添付させていただいております図面をご覧くださいませでしょうか。図中の法隆寺南2丁目地内にあります東福寺公園の北側民地が売買されましたが、その後、当該公園の敷地の一部、約10㎡程度が北側の民有地へ越境していることが判明いたしました。この越境している部分に防火水槽があることから、この越境した土地を町が取得することとし、土地の取得に必要な登記業務等委託料60万円、公有財産購入費100万円、また、既に越境部分の土地を含めて建築確認申請の手続きがなされておりましたことから、町が越境した土地を取得することによりまして、建築計画に変更が生じるため、町の顧問弁護士とも十分に相談いたしまして、建築確認の再申請手続きに必要な経費を補償することとし、その補償費として40万円の、合計200万円の増額補正をお願いするものであります。

以上で、（2）平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）のうち、

都市整備課所管にかかります歳出予算の補正についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 この東福寺公園というのは、寄付かなんか受けられて、あれしたんですかね。その当時ね、ミニ開発の土地だと思うんです、この現地、この周辺はね。それで、現在受けていることは明らかやということなんですがね。そしたら、その公園を施工する段階で、それらの調査が不十分だったということになってくるんですがね。それらについては、どのような認識というか、どのように今後そういうことが起きないようにね、これはまあ、今度、北側の民有地の地権者がね、そんなんだめやと、その土地を返せと言われたときやったら、どういう状態になっているのか知らんけど、防火水槽をもう1度やり直しもしなければいけないんですね。この公園を施工したとき、それらの経緯についてもうちょっと詳しく教えてくださいませんか。

都市整備課長 この公園につきましては、昭和48年に当該地区の開発行為におきまして、開発業者が整備したものでございまして、昭和49年の2月に開発業者から寄付を受け、取得したものでございます。先ほど、経緯ということでございますけれども、当時、開発の計画の中で公園の設置計画というのがありまして、その中で公園の範囲の設置計画図をもとに寄付を受けたということになっておりまして、当時その確認ができてなかったのかということであるんですけども、これは推測になるんですけども、当時、地籍測量図とあわせて、現地の確認ができていなかったのではないのかなということになるのではないかというふうには思っております。

小野委員 その北側の地権者の方が、ある程度、話をしてくれはったからいいようなもののね、ということはお開発に伴って公園をつくったと、そしたら、その時の地籍測量図にちょっと差異があるというか、被っているんだと思う

んですがね。だから、そこへ、その公園ができてあって、区画ができてあって開発に伴う寄付を受けたと、そのように理解してよろしいんですね。その中へ、区画内に町としては防火水槽を設置したと、けどそのことはずっとわからずに、この民有地が移動する時に、その地籍測量図に基づいて復元したら、こちらが出てるといことなんですがね、私はそちらの方の専門家なんですがね、48年当時の図面でね、そういうところはたくさん、たくさんあったらおかしいんやけどもね、あるのは事実なんですよ。だから一概にね、全体を測らなこれはでない問題やと思うんやけどもね、まあまあ町としては住民のことであるから、これらの補正予算を組んでも対処しておこうといことなのかなと思うんやけどね。これらについてはやはり慎重にね、寄付を受けるときの、もう起こりえないと思うんやけどね、当時、担当された方も、当然、そうして開発業者から、公園用地として図面、区域も示されて、越境していたというのじゃないかなと思うんやけどもね、まあいた仕方ないのかなと思いますねけど、こういうことが起きないようにね、やはりそうして寄付を受けたとしても、きちっと確認する姿勢をしていかなければ、後々にもこういうことが起きてくるんかなと、その時に、開発業者からの言いなりといったらおかしいけど、これですといこと、わかりましたいこと、管理していたらこういうことも起きてくるんかなと思いますしね。こういう公有財産についてはきちっと経過確認はしていかなければ、後でこういう費用が出てきますので、慎重にやってもらいたいなど、そのように思います。お願いしておきます。

委員長 中川委員。

中川委員 当初開発された業者は未だに生存というのか、営業はされておられますの。

都市整備課長 当時の開発業者は清水興産株式会社でございまして、現在は営業されておられません。

委員長 よろしいですか。 小野委員。

小野委員 これ、越境したという結論に導いたのは、どういう、越境しているという、私も開業してからね、いろいろそういう裁判とかにも参考人で立ち会ったことあるんですけどね、だけど、私とこのが少ないからお宅の押しているんやというような、簡単な話からね、言われているとき、先ほどちょっとあまり触れんところかなと思ったんですよ、当時の図面の幼稚さいうこともあるからということで思ったんやけど。斑鳩町、町の土地がね、越境したという確たる根拠はあるんですか、あまりぶり返したないんやけどね、それらはどうなんですか。

都市整備課長 一応、公園として寄付を受けたところにつきましては、分筆はされておりました、それに基づいて寄付をいただいたということだったんですけども、その範囲ですね、寄付をいただいた範囲が、越境、その分筆範囲から越境していたということです。

小野委員 いや、だからそこらはもう委員会やからやめとこうかな。あのね、例えばね、境界紛争というのはね、この公園の地籍測量図、その間口、間口言ったら簡単ですよ、この越境部分って書いてあるのね、その地籍測量図より公園用地が何mか、10m程度って言うたんかな、長かったと、現地測ったらね。そういう確たるものがあるのか、いや、地籍測量図に基づいてあるんやけど、この私有地のほうが少ないんやと、だからお宅のほうが押しているんやと、境界紛争って大概そうなんですよ、隣接全部調べなあかんという。それらのこともきちっとした、専門家による調査報告とかあって、はじめてこういうことをされようとしたのかね、それらはどうなんですか、そこまで調べているんですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 今、委員ご指摘いただきましたけれども、この当時の地籍測量図の間口、

部長            いわいる辺長ですね、これを現地で確認を、町の職員がさせていただきますして、専門家による調査というのは行ったという状況ではございませんので、報告をさせていただきますと思いますけども。先ほど10平方メートルということでございまして、一部北側の方は図面の辺長よりも現地のほうが長かったと、こういう状況でございます。現地のほうで、当然、町の公園が、実際にある公園の幅よりも地籍測量のほうが小さいと、逆に北側の隣接地、所有者の土地につきましてもですね、地籍測量図よりも現地のほうがその分小さかったと、こういう状況でございます。以上でございます。

小野委員        ぶり返さないつもりですけどね。当時の図面についてはね、間口だけの問題じゃなくてね、地籍だけを確保するための測量図面というのは48年当時から出てた。そのことも交渉してもよかったのかなと。話だけで、話ができるような測量図面じゃないからね、まあ、もうそれはこちらが納得して、そうして言うてもらってんねんから、いたし方ないと思いますけども。特に寄付を受ける、公有財産であるというものについては、きちっとした、そういう筆界の確認をしてから受けてもらいたいなど、そのように思っております。

委員長            他、ございませんか。

                    ( な し )

委員長            次に、(3)平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道部長    それでは、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明をさせていただきます。

                    これにつきましては、平成23年5月に公布されました地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、

一般的に第一次一括法でございますが、による地方公営企業法の一部改正によりまして、法定積立金、減債積立金及び利益積立金等の積み立て義務が廃止されました。そのことによりまして、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て利益及び資本剰余金を処分できることとするなど、経営判断により資本金の額を減少させることができることとするなど、事業体の裁量に委ねられたものでございます。

それによりまして、柔軟な発想に基づき経営の自由度を高めるなどの観点から、将来におよんで適切な経営を進めてまいるためにも、6月議会定例会に上程し、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容でございます。資料6をお願いいたします。平成23年度斑鳩町水道事業剰余金処分計算書（案）に沿いましてご説明させていただきます。

この表の一番右端の欄でございます。当年度末、未処分利益剰余金で5,011万6,020円のうち、減債積立金として300万円、利益積立金として300万円、建設改良積立金として3,000万円の、合計3,600万円を積み立て、残余1,411万6,020円を繰り越す案について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、6月議会定例会に上程し、議会の議決をお願いする予定であります平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等お受けいたします。

( な し )

委員長 それでは次に、(4)一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、理事者の説明を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、各課報告事項(4)一般国道25号斑鳩町歩道整備設置事業について、ご説明させていただきます。

まず、国道25号龍田大橋前後で事業が進められております歩道設置事業の進捗状況であります。昨年度から用地交渉を進められてきているところではありますが、引き続き交渉等が進められており、関係権利者との交渉がまとまったところから契約を締結をさせていただいているところでございます。今後も奈良国道と連携を密にしながら、地元調整、用地交渉に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、国土交通省に歩道設置の要望を行ってございました法隆寺地区の町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点、大蓮社までの交差点ですけれども、そこまでの間の歩道設置につきましては、国において事業化が決定され、本年度において予算が確保され、事業を進めていただくこととなりました。

このことから、現在奈良国道が当該区間に関係する権利者の方々に計画概要の説明等を行いまして、事業に対するご理解とご協力をお願いしているところでもあります。

次に法隆寺2丁目の元・共栄自動車跡地における歩道整備等の関係でございませけれども、町道215号線中宮寺交差点改良事業として歩道確保等の安全対策を含めて取り組んでおり、本年3月に筆界確認、国道との境界明示の立会いも終わりました。現在、押印等の確定作業を行っているところでもあります。

本事業は、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして行っておりますので、交付決定を待ちまして、補償交渉及び用地買収契約等を行い、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業関係についての報告とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

( な し )

委員長

それでは次に、(5)斑鳩町まちあるき観光拠点づくり事業計画について

て、理事者の説明を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業  
課長

それでは、報告事項（５）斑鳩町まちあるき観光拠点づくり事業計画の報告をさせていただきます。資料7をご覧ください。

この事業計画の策定にあたりまして、昨年度、専門家、観光協会、行政関係者、商工会を通じた地元事業者も含めた、斑鳩町まちあるき観光拠点づくり事業計画策定懇話会を設立し、各委員の皆様からさまざまな、貴重な意見をいただき作成をいたしました。

まず、ページをめくっていただきまして、目次をご覧ください。

本報告書は、4つの章からなっております。第1章では業務の概要、第2章では事業計画。この業務の結論部分となります。第3章は、本計画は懇話会を持って検討してまいりましたので、各回の懇話会の資料となっております。第4章では、関連して行いました調査の結果を取りまとめた資料でございます。

それでは、各章ごとに、その概略だけを説明させていただきます。

まず、3ページからが、第1章の業務の概要でございます。この事業は平成25年度中にモデル事業が完成し、まちあるき観光拠点としてオープンすることを目標として取り組んでおります。

23年度は、5項目について調査し、懇話会で検討した結果を事業計画としてとりまとめております。

ひとつとして、活用可能な土地、建物調査、2つとして、まちあるき観光、集客拠点の先行モデル地調査、3つとして、マスタープランづくり、4つとして、事業推進組織づくり、5つとして、出店事業者等経営主体の可能性の検討の5項目であります。

5ページからが、第2章の三町周辺まちあるき観光拠点づくりの事業計画の部分です。7ページは、三町周辺の昔と今ということで、三町の由来が記されていますが、昔の地図から、当時のまちわりが今もほぼそのまま残されている様子が8ページに示されております。9ページは現在の建物の利用状態ですが、住宅だけでなく、さまざまな用途がみられます。

10ページは、三町周辺の魅力要素と、逆に景観を阻害するものをまと

めております。

1 1 ページは魅力要素を地図に落としたもので、伝統的様式の町家をはじめ、少し手を入れれば、まちあるきを楽しんでいただけるような場所が点在しております。

続けて1 2 ページでございます。まちあるき観光に向けてということで、今後、三町周辺でまちあるき観光を進めていくために必要なことを整理いたしました。まず、まちあるき観光をすすめていく目的を共有する必要がありますが、法隆寺にたくさんの人が訪れるにもかかわらず、斑鳩町は通過するだけに終わるということが長年の課題でありましたが、今、観光のあり方が変わってきた時代背景の中で、斑鳩町の活性化をめざし、まちあるき観光を楽しんでいただける拠点を整備するものであります。

2 に、ターゲットの設定をしていますが、法隆寺観光の観光客だけでなく、最近では、町並みやまちあるきを求める観光客が増えています。また、近隣からも、大阪市内からもリピーターになっていただけるような、質の高い環境、町並み、サービスを提供することで、地域と広域の両方を対象とすることとしております。

3 に、まちあるき観光にむけた取り組みを4点あげています。(1) が今回、企画しております、「質の高いまちあるき拠点づくり」です。それだけでなく、(2) の今あるものを生かして改善・修景することで、町全体のイメージを高めることも求められます。また、(3) のような情報発信や(4) のイベントも取り組んでいく必要があるということでございます。

4 のまちあるき観光の実現に向けた課題は、大きく3点ございます。1点目は企画、プロデュースのできる組織づくり、2点目は商業施設立地が可能な都市計画上の位置づけ、3点目は商業活性化・修景事業に対する補助制度の整備であります。これらの課題を今年度、推進協議会での取り組みとして予定しているところでございます。

そして1 4 ページには、これまでの調査を踏まえて、まちあるき観光拠点となる所と、歩いていただく道を地図に表示しています。丸で囲っている所が、観光拠点として整備できればと考えているところで、そのう

ち、ちょっと見えにくいですが、A、B、Cの3ヶ所について、次ページ以降に整備イメージを示しております。

15ページからは、まちあるき観光拠点のモデルづくりの例を示しております。まだ、どこを拠点として整備するかが固まっているわけではありませんが、具体的な場所を3か所想定して、例えば、ということで、活用可能な資源と活用の方向、活用例をイメージ写真で示しておりますので、ご覧ください。15ページ、16ページがまちあるき観光拠点Aで、歴史的な建物を活用して、飲食、物販、ギャラリー等の複合施設を想定しています。17ページは現代建築ですが、空家となっていますので、農と食の拠点施設にできればと考えております。18ページは、ナチュラルガーデンのある交流スポットができたというイメージでございます。以上が、事業計画でございます。

19ページから104ページまでは、3回行いました懇話会の資料や議事録を含めて添付しておりますので、またご覧になっていただきたいと思います。

最後に、105ページ以降は、関連資料として三町の現況調査資料等をまとめております。

なお、今年度におきましては、今、説明させていただきました当事業計画を具体化するために、歴史まちづくり法に基づき、斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を設置いたしました。この協議会にて、種々ご意見をいただきながら歴史的風致維持向上計画を策定し、当町としての歴史まちづくりを確立する中で、住宅地の規制のままで、現存する歴史的な街並みを保存しながら、飲食店や工房などに活用できる地区計画を適用するようすすめてまいります。

そして並行して、建造物の整備対象の確定と整備方針の検討をして、出店者の募集等を行い、平成25年度末の各店舗のオープンに向けて、まちあるき観光拠点づくり実施計画を策定していく予定でございます。

以上で、斑鳩町まちあるき観光拠点づくり事業計画についての説明とさせていただきます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

莫大な資料なんで、ちょっと見ていただいてからけんとうしていただきたらと思います。

私ちょっと気になったの1点だけちょっと。この後ろの方の写真ありますねんけど、ここで一番初めにでてきたの蔵っていうの、2、3、かな、ありますけど、これ風致ですかね、場所。1 2 3 ページの蔵2・3って書いてあるやつですけど。これは風致の場所なんですかね。

( 「風致です。」と呼ぶ者あり )

委員長

そしたらね、この風致のところ、この写真載せていいのかわかりませんが、ブロック塀ですよ。風致あきませんやろ、ブロック塀。そやからこの写真カットしてもらうかなんかしてもらったほうが。町の資料として載せるんやったらね、それだけちょっと気になったんですけどね。あとは皆、土塀ちゃんと写っていますのでね、そうは感じなかったんですけど。それまた資料のことなんで、そらまた、そちらの方でまた検討していただけたらいいと思いますけど。

他、ございませんか。

( な し )

委員長

よろしいですか。それでは各課報告事項についても終わらせていただきます。他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長

本件についても、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

次に、4. その他について、何か委員のほうからお聞きしたいことはあ

りませんか。 小野委員。

小野委員 以前、堂山地区っていうんですか、自治会からのいろいろな提案、堂山公園の維持管理について、ちょっと委員会でも話させていただいたんですが、いろいろと県土木とかに交渉していただいていると思うんですが、その後についての状況、今現在の状況、ちょっとおしえていただけますか。

都市建設  
部長 今、委員のほうからご質問いただきました、前回委員会でもご指摘をいただいていた件でございますけれども、この件につきまして、その後、奈良県の土木事務所、及び本庁の公園緑地室の担当、課長も含めまして協議をさせていただいております。で、なかなか結論は出ていなかった状況であったわけですが、その協議におきまして、住民さんがそうやって管理をしていただけるということであれば、そういう方向で、今現在も自治会のほうでそういうご意向を持っていただいているようであれば、それに基づいて、前向きに検討をさせていただきたいということで、今後また地元の方と意向を再度お話をさせていただいた上で、県とも詰めてまいりたいと、こういう状況になってございます。

小野委員 ということは、町が一応パイプ役を、引き受けていただけると理解してよろしいですか。

そうしましたら、続けて質問します。先日、斑鳩商工会のほうで何か不祥事があって、テレビ報道も、ニュースの報道もありましたけれどもね。私も会員ですので、会長から状況説明とか、そういうラインだけをちょっといただいたんですがね。町としては、どれくらいのことを情報を持っておられるのか。また今後、その報道では、NHKの報道では、告訴も検討しているというような、誰が、県連が言っているのかどうか知らないですけどね、記者会見のなかでそういうふうな話もあったように解しましたのでね。内容をこう漏れ聞くにつけ、情けないなと、私は、会員としても情けないなと思ってるんですが。斑鳩の商工会の商売人さんらの信頼を失墜させているような事態だと思いますしね、同じように葛城市の商工会も同

じように新聞でも報道しましたけれどもね。あの時の扱いを教訓に、私は毅然としていくのが商工会の役目だと、そのように思っているんですが。28日の総代会ということも予定されているということも聞いておりますし、総代会でも、町も一緒にこう、出席されるんだと思うんですがね。今の段階で、町としては、どのように考えておられるのか。まだ県連での調査とか、それらがまだまだ続くのかなと思うんですが、もうはっきり言わせて、このままうやむやになるのは、絶対、斑鳩町の商工会としてはマイナスだと思いますので、その点、町としてはどのように考えておられますか。

町長 これはもう当然、奈良県商工連合会の方々が、今、努力をしてというか、いろいろと調査をしながら、最終的には5月2日、記者発表したように、いずれはそういうひとつの一定の方向付けを、私は、されると思いますし、そういう状況を我々はみていかなかったら、どういうことも今判断もできませんし、斑鳩町商工会の職員さんも奈良県商工連合会の職員でございますので、そこらの実態をみていくとしか言いようがございません。

小野委員 職員が全部、奈良県の連合会の職員という形の身分になっていますけれどもね。やはり、斑鳩町商工会、地元の商工会ということですね。やっぱり町もいろいろ注目して、いろいろアドバイスもしてあげてほしいなど、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

もう1点なんですがね。県のほうなんですかね、観光のことで、県修学旅行誘致促進委員会というのがあるみたいなんですが、県は、修学旅行生の誘致をいろいろ目指して、そういう委員会、県の観光課ですかね、そこがどういうんですか、やっておって、各市町村とか、それから寺院とか、観光のそういう、いろんな組織で構成されているということを知っておりますがね。斑鳩町としてまず、この修学旅行誘致促進委員会、そこに加入されておられるのか。また加入されていて、いろいろ検討しておられるのかね。私は、観光というものについては、先ほど課長から説明あったような、まちづくり、こういう具合にして、ポイント、ポイントで、観光を誘致する

ような形を整備していくのもひとつの方法ですけれども、こういう全体の委員会なんかにも積極的に参加してもらって、いろんなどこから観光客が来てもらいやすい、来てもらいたいという思いがありますので。そのことについてどのように、この委員会については、どのような認識があるんですか。

都市建設 本日も、今朝の新聞にも一部そのことが載っておったかと思います。当然、そこにもありましたんですが、誘致をして、宿泊施設ということがなかなか低調であるというようなことが書かれていたかと思います。当然、町といたしましても、その会には参画をいたしておりますので、なかなか具体的に、宿泊施設の、あるいは修学旅行の誘致ということにはつながっておりませんけれども、今後、他の施策も合わせまして、修学旅行の宿泊であったり、いうことも今後は誘致していけるように、その協議会の中でも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

小野委員 今朝、奈良新聞見てたら、これが載っていた。きょう、建設委員会あるからということで、ちょっと名前も分からないから手帳にメモってきた、そのようなぬくぬくのことなんですけどね。私は、記事のなかで一番興味を示したのは、修学旅行でのもてなしというか、修学旅行での、法隆寺を訪れてもらったり、斑鳩町に来てもらって、そのときのいろんな気持ちで、修学旅行によってのリピーターを期待するというような、そういうコメントもあったと思うんです。で、どういうんですかね、他府県の方とか、お知り合いになるというか、友達になったり、いろんな縁で、こうした場合に、法隆寺は修学旅行で行ったなど、ということは、今、50や60になるまで、リピーターとしては来られていないんやと、そういう感覚を持つんですよ。だから、修学旅行でふえるというのは、現在、修学旅行もたくさんお見えやと思うんですけれどもね。その時のもてなしというんか、感動というか、もう1回、成人になってから、例えば友達と来るとか、そういうような、こちらの受け入れ態勢というのか、そういうなんをいろいろ研究してもらったらいいのかなと思っておりますのでね。ちょっと、この

委員会に参加されて、宿泊ということについては、残念ながら、宿泊というものについては 斑鳩町の中では、そういう修学旅行生を受け入れるだけの施設がありませんのでね。宿泊という、観光地の宿泊でいろいろお金落としてもらえるような、一般の人の、そういうのは、斑鳩町としては将来的にも望まないんじゃないかなと思っております。ただ、ここへ修学旅行で訪れてもらった人がたくさん、修学旅行とかおられるのに、リピーターが少ないように感じていますのでね。ぜひとも、そういう感じで、観光客も増えていくような状態、いろいろ検討してもらいたいなと思いますねけどね。そこらについては、何かほかにも。

委員長 池田副町長。

副町長 今、観光につきましては、質問者がおっしゃいますように、確かに、町の第4次総合計画でも、リピーターを増やすという方策でやっております。そうしたことから、今、商工会のほうでも、昨年度から、いろいろ、個人の企業さんを相手にして、そういうリピーターを増やすために、学びと体験をふやしていこうと。ただ法隆寺だけ見て、修学旅行で法隆寺だけ見て、帰って行って、もう1回来ようという気にはなかなかありません。そうしたことから、やはり、学びと、もうひとつ、体験もやっていかなあかんと、それと、地域の人にふれあうと。そのことも念頭に入れながら、商工会もがんばっておられます。町といたしても、そのことも念頭にして、先ほど清水課長が説明したまちあるき観光拠点づくりの事業計画も立てていって、実際に進めていこうとしておりますので、そういう方向で進めておりますので、各委員さんのほうにもご理解いただきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。 木田委員。

木田委員 最近、大きな交通事故が多発しておりますねんけれども、ここの緑ヶ丘の西のそこから峨瀬の安本石油店の前までの間については、歩道も何もなような状況で、ほんでまた中学生、小学生の通学路、まあ小学生のほう

は、あそこの説教場から南のほうへ下って、旧の龍田の本通りのほうへ出て行くという何なんですけど。中学校の子どもたちは、やっぱりこう緑ヶ丘のほうに抜けていくというような形になっておって、何も路側帯もないし、そのなかで、やっぱり、この前に、先月ですか、あこの緑ヶ丘でグレーチングが4、5枚盗まれているような状況もあったと思いますねんけれども、まあそれは早急に町のほうも入れ替えはったんかどうか知らんけど、今、新しいのになってんねんけども。やっぱり、あそこは通学路として、そうして、今、龍田大橋の交差点の渋滞というんですか、それはかなり少なくなっただけなんですけれども。法隆寺方面に来る道路については、朝かなりやっぱり渋滞というんですか、それしておるような状況で、その道を迂回路として、平群方面から多数の車がやっぱり来るということで、中学生の方がやっぱり何人もが団体で歩いてはるということになったら、なんか、交通事故の心配がおこりますねんけど。それらについて、今後、何とか、歩道設置とか、あるいは通学路を変更するとか、何か変えてもらわなければ、なんか事故の心配があって、そうして中学生の方は4、5人で歩いてはったら、必ず、車が来たら、左右に逃げはるわけですから、2人、3人と。そうしたら、道がやっぱりそんだけ狭くなるということで、どうしてもそういう心配があるので、今後、道路については、どういうふうにご検討されて、その対策というんですか、それをどういうふうにご検討されるのかですね。昔は、法隆寺のミニゴルフ場から北庄というんですか、今の龍田北のほうに抜ける道路、そしてまた峨瀬のほうに抜ける、それは随分昔に立ち消えになったけど、そういう計画もあったのに、今はそういう何もないような状況で、それを、若い、やっぱり、これから先のある子どもさんが通学しておられて、もしも、そういう事故が起こった場合に、やっぱり、それを未然に防ぐのが、町の責任やと思いますけども、それらについて、今まで何も検討されておられなかったんかどうかについて、お聞かせ願いたいと思います。

都市建設  
部長

ただ今ご指摘いただいております、北庄周辺の道路でございますけれども、この道路は、以前からやはり抜け道として交通量が多ございまして、

危険ではないかといったことのご指摘もいただいているところでございます。

今、委員がご指摘いただいたように、安全に通るために、歩道の設置等のご提案をいただいているわけでございますけれども、なかなか、住宅の密集もしております。そういったこともあって、なかなか歩道の設置をするということにつきましては、非常にやはり、経済的にも多額の費用もかかってこようかと思えますし、今現在の状況も含めまして、学校当局のほうと、今現在の通学路の安全性につきましても、この点検等をしながら、今日まで、できるだけ安全に通学していただけるような、ルートも含めた配慮をしているところでございますけれども、現状におきましても、再度、そのへんの確認をさせていただきたいと思えますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

木田委員　私は、言うたら、人の命は金に代えられないというふうに思っておりますのでね。やっぱり、これから将来のある若い子らが悲惨な交通事故に巻き込まれないように、やっぱり町としても、責任持って、そういうふうな人が成長してもらえるような、そういう道路っていうんですか、それについて、真剣に考えて、対策をしていただきたいなということを強く要望しておきたいと思えます。よろしくお願いします。

委員長　他ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長　他にないようですので、その他についてもこれをもって終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思えますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

( 町長挨拶 )

町 長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

( 午前10時31分 閉会 )